

沖縄県平和・地域外交推進課業務用自動車賃貸借契約書

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、業務用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

(契約の対象物件)

第2条 乙は、甲に対し別表に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

2 乙は、契約期間開始日に納車ができない事由が生じた場合は、甲に契約車両と同等の代車を提供しなければならない。

(契約期間)

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

(賃貸借料)

第4条 車両の賃貸借料は、総額 円(月額 円×60ヶ月)とする。

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、総額 円(月額 円×60ヶ月)とする。)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(消費税額等)

第5条 甲は、賃貸借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

(料金の請求、支払い)

第6条 前2条に定める賃貸借料は毎月払いとし、乙は毎月末日において甲の確認を受けて、当該料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に期すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除する。

(公租公課)

第8条 貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担する。

(車両の保険)

第9条 乙は、この契約の期間中においては、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

(1) 車両保険（自家用自動車総合保険）

保険金額 新規購入時の車両価格（免責金額 0万円）

(2) 対人賠償責任保険 無制限（1事故につき）

(3) 対物賠償責任保険 無制限（1事故につき）

(4) 搭乗者傷害責任保険 1,000万円以上（1名につき）

(保守点検)

第10条 乙は、この契約の期間中においては、車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備

(2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備

(3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理

(4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）

2 前項の保守点検等は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第11条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは乙は甲に対し、代車を無償で貸し渡すものとする。

(甲の修理費負担)

第12条 次の場合の修理費は、甲が負担するものとする

(1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用

(2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の引渡)

第13条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、すみやかに甲に引き渡すものとする

(契約不適合責任)

第14条 引き渡された車両に契約不適合があるときは、甲は乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合は、乙は誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

(解 除)

第15条 本契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額、又は削除があつた場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

- 2 甲は、前項の場合において解除がなされた場合は、乙に対して協議の場を設けることとし、契約の解除に至った状況を説明する責めを帰すものとする。
- 3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第16条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降のすべての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当するものをいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除せざるようにななければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判とする。

(損害賠償責任)

第20条 甲又は乙のいずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手方に損害を与えたときは、契約の違反した者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所
名 称

別表

保管場所	那霸市泉崎 1-2-2
メーク	
車名	
登録番号	
型式	
車台番号	
塗色	
付属品	